

~ 参考 条例・要綱等 ~

目次

- 第1章 総則（第1条 第10条）
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量（第11条 第15条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第16条 第23条）
- 第4章 手数料等（第24条 第29条）
- 第5章 雑則（第30条・第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することによる廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- （2）事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （3）資源物 再利用を目的として、廃棄物から分別収集するものをいう。
- （4）再利用 活用しなければ不用となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、資源物の回収、分別収集、再生品の利用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の提供に努め、市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理を目的とする市民の自主的な活動を支援するように努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法で、なるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第6条 何人も、生活環境を清潔に保持するように努め、都市美観の汚損を招かないようにしなければならない。

2 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その占有し、又は管理する土地若しくは建物内の清掃を行うなど清潔の保持に努めるとともに、その土地又は建物内にみだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理し、廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。

(飲食料用容器等の散乱防止)

第7条 容器入り飲食料等の販売を行う事業者は、空き容器等の散乱を防止するため、購入者等が空き容器等を返却しようとするときは、その返却に応じるとともに、容器等の回収に努めなければならない。

2 容器入り飲食料等の自動販売機の所有者又は管理者は、空き容器等を回収するための設備を当該自動販売機に隣接した場所に設置するように努めなければならない。

3 市長は、空き容器等の散乱を防止するため、第1項に規定する事業者に対し、空き容器等の回収その他必要な措置を講ずるように指示することができる。

(廃棄物収集場所の管理)

第8条 市長は、廃棄物収集場所を指定することができる。この場合において、建物の敷地等公共の場所以外の場所の指定は、当該場所の所有者と協議の上、行うものとする。

2 廃棄物収集場所の利用者は、その利用に当たって、第16条に規定する一般廃棄物処理計画に従い廃棄物を分別し、当該廃棄物が飛散し、又は流出するおそれがないようにし、かつ、指定された日時に排出するなど適切な廃棄物の排出を行わなければならない。

3 廃棄物収集場所の利用者は、自らの責任において当該廃棄物収集場所の清潔を保持するように努めなければならない。

(指導及び助言)

第9条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要があると認めたときは、市民、事業者等に対し、指導及び助言をすることができる。

(他の地方公共団体との協力等)

第10条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関して必要があると認めたときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

(市による廃棄物の減量)

第11条 市は、再利用の可能な物を回収するための必要な施策を実施することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進する等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市は、市の施設から発生する廃棄物を適正に分別し、その再利用を図るなどにより、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民による廃棄物の減量)

第12条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入等に際して、当該商品の内容、包装、容器等を勘案し、再生品その他の廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するように努めなければならない。

(事業者による廃棄物の減量)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理及び回収の体制を確保する等廃棄物の減量に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するように努めなければならない。

(再利用の自己評価等)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発及び普及に努め、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供することなどにより、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装の推奨等)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択でき

るように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又は返却をしようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第16条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示しなければならない。

2 前項の規定により告示した一般廃棄物処理計画に重要な変更を加えた場合は、その都度告示しなければならない。

(事業系廃棄物の適正処理)

第17条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分（再生することを含む。以下この条において同じ。）し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできるものに運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(適正処理の自己評価等)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

2 事業者は、適正な処理が困難な廃棄物となるおそれのある製品、容器等については、自ら回収する等適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第19条 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合において、市におけるその適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(適正処理困難物の回収等)

第20条 市長は、前条第1項の規定により指定された適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正処理困難物を自ら回収する等の適切な措置を講ずるように要請することができる。

2 前項の要請を受けた事業者は、当該要請に応じるように努めなければならない。

3 市長は、事業者が適正処理困難物を自ら回収する等の適切な措置を講じたときは、これに協力しなければならない。

(占有者の協力義務)

第21条 占有者は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物を一般廃棄物処理計画に従い分別し、排出するなど廃棄物の適正な処理に協力しなければならない。

2 占有者は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物のうち市長が規則で定める耐久消費財を中心とする比較的大きな固形廃棄物（以下「粗大ごみ」という。）を自ら運搬し、かつ、これを処分できないときは、市長の指示する方法に従って排出しなければならない。

3 占有者は、その土地又は建物内の犬、猫等の死体を自ら処分することが困難なときは、遅滞なく市長に申し出るとともに、他の廃棄物と別にし、市長の指示に従わなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第22条 市長は、法第6条の2第5項の規定により事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

2 前項に規定する多量の一般廃棄物の範囲は、市長が別に定める。

(処理除外物)

第23条 次に掲げるものは、市が行う処理の対象としない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 特別管理一般廃棄物

- (5) 法又は事業者による回収システムが構築されているもの
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市が行う一般廃棄物の収集及び処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物
- 2 市長は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする者に対し、一般廃棄物処理業者への処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

第4章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第24条 一般廃棄物処理手数料は、別表に定めるところによる。

- 2 手数料の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(証紙による徴収)

第25条 市長が申込みにより粗大ごみの収集運搬をする場合の手数料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定により証紙による収入の方法により徴収する。

- 2 証紙の種類は、800円及び1,000円とし、その形式は、規則で定める。
- 3 第1項の規定により手数料を徴収したときは、領収書を発行しない。

(証紙の売りさばき)

第26条 証紙は、市及び市長の指定する売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

- 2 売りさばき人は、市長の定めるところにより、市から証紙を買い受けるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、同様とする。

(証紙の無効)

第27条 著しく汚損し、又はき損した証紙は、無効とする。

(証紙の返還等)

第28条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することができない。ただし、第25条第2項に規定する証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は第26条第1項の規定による売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による現金の還付又は他の証紙との交換については、当該発生の日から売りさばき人にとっては6月以内、その他の者にとっては3月以内に限り、市長に請求することができる。

(許可申請手数料等)

第29条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可(同条第2項の規定により更新する場合を含む。)若しくは同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可(同条第7項の規定により更新する場合を含む。)又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の申請をしようとする者は、申請の際、次に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 2,100円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 2,100円
- (3) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 2,100円
- (4) 許可証の再交付を受けようとする者 1,050円

第5章 雑則

(報告の徴収)

第30条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成7年新城市条例第33号)、鳳来町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成8年鳳来町条例第20号)又は作手村廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成11年作手村条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成17年10月1日
規則第83号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年新城市条例第130号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び条例の例による。

(家庭系廃棄物の分別方法)

- 第3条 家庭系廃棄物を排出する際は、次のとおり処理するものとする。

- (1) 燃やせるごみにあつては、市が指定する袋に入れ、市が収集する当日に排出しなければならない。
- (2) 資源物にあつては、市が指定する日に各地区において実施される資源回収時に排出しなければならない。
- (3) 埋立てごみにあつては、埋立てごみ専用コンテナ等に排出しなければならない。

(一般廃棄物の処理の指示)

- 第4条 特別の理由により一時的に発生した一般廃棄物(し尿、可燃性の一般廃棄物を除く。)を自ら処分することが困難な者で、当該一般廃棄物の処分を受けようとするとき、又は条例第22条第1項の規定により廃棄物を市が管理する処理施設へ運搬するように指示を受けたときは、廃棄物搬入許可申請書(様式第1)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、廃棄物搬入許可証(様式第2)を交付するものとする。

- 3 前項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 搬入処理に当たって、市長が指示する事項に従わなかったとき。
- (2) 著しく処理作業に支障を与え、必要な整備を命じても応じなかったとき。
- (3) 有毒性、危険性及び悪臭のある物を混入して搬入したとき。

- 4 前2項の規定による許可に基づき搬入することができる日は、毎週火曜日、水曜日及び木曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの間を除く。)並びに毎月第4日曜日の午前9時から午後3時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(多量の一般廃棄物)

- 第5条 条例第22条第2項に規定する多量の一般廃棄物(犬、猫等の死体及びし尿を除く。)の範囲は、その排出量が1日当たり5キログラム以上又は1回について35キログラム以上とする。

(手数料の減免の申請)

- 第6条 条例第24条第3項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

- 第7条 次の各号に掲げる許可又は許可の更新を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第7条第1項に規定する許可又は同条第2項に規定する許可の更新
一般廃棄物収集運搬業許可(許可更新)申請書(様式第4)

- (2) 法第7条第6項に規定する許可又は同条第7項に規定する許可の更新
一般廃棄物処分業許可（許可更新）申請書（様式第5）
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に規定する許可
浄化槽清掃業許可申請書（様式第6）
- 2 前項に規定する許可又は許可の更新を受けた者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするものは、一般廃棄物収集運搬（処分）業変更許可申請書（様式第7）を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
（許可証の交付）
- 第8条 市長は、次の各号に掲げる許可又は許可の更新をしたときは、当該各号に掲げる許可証を交付する。
- (1) 法第7条第1項に規定する許可、同条第2項に規定する許可の更新又は法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業者に係る事業の範囲の変更の許可
一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第8）
- (2) 法第7条第6項に規定する許可、同条第7項に規定する許可の更新又は法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物処分業者に係る事業の範囲の変更の許可
一般廃棄物処分業許可証（様式第9）
- (3) 浄化槽法第35条第1項に規定する許可
浄化槽清掃業許可証（様式第10）
- 2 前項に規定する許可証は、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 第1項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、交付された許可証を亡失し、又は損傷したときは、許可証再交付申請書（様式第11）を速やかに市長に提出しなければならない。
（許可の変更等の届出）
- 第9条 許可業者は、当該許可に係る廃止、変更又は廃業等があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる届出書を市長に提出しなければならない。
- (1) 法第7条の2第3項に規定する廃止又は変更
一般廃棄物収集運搬（処分）業許可廃止（変更）届（様式第12）
- (2) 浄化槽法第37条に規定する変更又は同法第38条に規定する廃業等
浄化槽清掃業許可変更（廃業等）届（様式第13）
- （許可証の返納）
- 第10条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。
- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 第7条第2項に規定する事業の範囲の変更を受けたとき。
- (3) 前条第1号に規定する廃止の届出又は同条第2号に規定する廃業等の届出をしたとき。
- (4) 許可を取り消されたとき。
- 2 許可業者が死亡し、破産し、合併し、又は解散したときは、相続人、破産管財人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。
- 3 許可業者は、事業の全部を休止するとき、又は事業の全部の停止を命じられたときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。
- 4 許可業者は、第8条第3項の規定により許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、直ちに発見した許可証を市長に返納しなければならない。
（報告書の徴収）
- 第11条 許可業者は、毎月10日までにその前月分の実績を次の各号に掲げる許可業者の区分に応じ、当該各号に掲げる報告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 一般廃棄物収集運搬業者 一般廃棄物収集運搬業務実績報告書（様式第14）
- (2) 一般廃棄物処分業者 一般廃棄物処分業務実績報告書（様式第15）
- (3) 浄化槽清掃業者 浄化槽清掃業務実績報告書（様式第16）
（粗大ごみ）
- 第12条 条例第21条第2項の市長が規則で定める耐久消費財を中心とする比較的大きな固形廃棄物（以下「粗大ごみ」という。）とは、別表に掲げるものをいう。

(粗大ごみ処理の申出)

第13条 粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けるため、粗大ごみを排出しようとする者(以下「粗大ごみ排出者」という。)は、粗大ごみ収集の日の7日前までに品名、数量、収集場所その他必要な事項を市長に申し出なければならない。

2 市長は、粗大ごみの処理上必要があるときは、粗大ごみ排出者に対して条件を付することができる。

3 粗大ごみ排出者は、第1項の規定による申出の事項を変更し、又は申出を取り消すときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

(粗大ごみの排出)

第14条 粗大ごみを排出するときは、収集日の当日、当該粗大ごみを収集しやすい場所に排出しなければならない。

2 前項の粗大ごみには、条例第25条第2項に規定する証紙(以下「証紙」という。)(様式第17)を収集する物の見やすいところにはり付けなければならない。

(引取りの拒否)

第15条 市長は、粗大ごみのうち特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器について、同法第19条に規定する当該機器の再商品化のための料金の支払の確認ができないものは引取りを拒否することができる。

(証紙の保管)

第16条 市長は、証紙を交付したときは、証紙交付整理簿(様式第18)により交付の状況を明らかにしておかなければならない。

2 この規則に定めるもののほか、証紙収入に関する会計事務については、新城市予算決算会計規則(平成17年新城市規則第42号)に定めるところによる。

(売りさばき人の指定)

第17条 証紙の売りさばき人の指定を受けようとする者は、粗大ごみ用証紙売りさばき人指定申請書(様式第19)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の売りさばき人を指定したときは、粗大ごみ用証紙売りさばき人指定通知書(様式第20)により申請者に通知するものとする。

(売りさばき人の氏名等の変更)

第18条 売りさばき人がその氏名(売りさばき人が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。)を改め、又は住所を変更したときは直ちに、売りさばき場所を変更しようとするときは、あらかじめ粗大ごみ用証紙売りさばき人氏名(名称)等変更届出書(様式第21)に当該事項を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(売りさばき人の欠格条件)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第26条第1項に規定する証紙の売りさばき人になることができない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人

(2) 破産の宣告を受けている者

(売りさばき業務の廃止)

第20条 売りさばき人が証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに粗大ごみ用証紙売りさばき人業務廃止届(様式第22)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第21条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、売りさばき人の指定を取り消すことができる。

(1) 条例又はこの規則に違反したとき。

(2) 前条の規定による売りさばき業務の廃止届があったとき。

2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、粗大ごみ用証紙売りさばき人指定取消通知書(様式第23)により、その旨を当該証紙売りさばき人に通知するものとする。

(証紙の買受申出)

第22条 売りさばき人が証紙を市長から買い受けようとするときは、粗大ごみ用証紙買受申出書(様式第24)を提出しなければならない。

(証紙取扱手数料)

第23条 市長は、売りさばき人に対して、当該売りさばき人が買い受けた証紙の額面金額の100

分の6に相当する金額を証紙取扱手数料として交付するものとする。

(証紙の売りさばき)

第24条 売りさばき人は、証紙を額面金額で売りさばくものとし、汚損し、又はき損した証紙を売りさばいてはならない。

(証紙の交換)

第25条 売りさばき人は、その責めに帰することができない理由によって汚損し、又は損傷した証紙と他の証紙との交換を請求することができる。この場合において、売りさばき人は、粗大ごみ用証紙交換請求書(様式第25)に当該交換しようとする証紙を添えて市長に提出しなければならない。

(証紙の買戻し)

第26条 売りさばき人が条例第28条第1項ただし書の規定により現金の還付を受けようとするときは、粗大ごみ用証紙代金還付申請書(様式第26)に当該還付を受けようとする証紙を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により売りさばき人に対して現金を還付するときは、当該証紙の額面金額の合計額から当該金額の100分の6を乗じた金額を差し引いた金額を還付するものとする。

(指導又は検査)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、職員をして売りさばき人の証紙の出納保管及び売りさばき事務について、指導又は検査を行わせることができる。

(清掃巡視員)

第28条 市長は、廃棄物の不法投棄等に対処するため、清掃巡視員を置くことができる。

2 清掃巡視員は、廃棄物の不法投棄等を発見したときは、直ちに市長にその状況を報告しなければならない。

3 第1項の清掃巡視員は、職員のうちから市長が任命する。

(その他)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成7年新城市規則第41号)鳳来町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成8年鳳来町規則第15号)又は作手村廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成11年作手村規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

新城市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日
条例第133号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、新城市クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物のうち、市内の日常生活及び事業活動を通じて排出される可燃性一般廃棄物を処理するため、クリーンセンターを新城市日吉字樋田56番地に設置する。

(職員)

第3条 クリーンセンターに所長その他必要な職員を置く。

(搬入許可)

第4条 クリーンセンターへ可燃性一般廃棄物を搬入できる者は、次の各号のいずれかに該当し、市長の許可を受けた者でなければならない。

(1) 市内で発生した可燃性一般廃棄物を自ら搬入する者

(2) 市内で発生した可燃性一般廃棄物を搬出する者から当該一般廃棄物の収集又は運搬を委託された法第7条第1項の許可を受けた者

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付けることができる。

(許可書の交付)

第5条 クリーンセンターへ可燃性一般廃棄物を搬入しようとする者は、搬入許可申請書を市長に提出し、許可書の交付を受けなければならない。ただし、前条第1号に規定するものは、別に定めるものとする。

(手数料)

第6条 第4条第1項各号に規定する者は、可燃性一般廃棄物の搬入の都度、手数料を徴収するものとする。ただし、特に市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の手数料は、別表に定めるところによる。

3 市長は、天災等その他特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

(許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 許可書を不正に使用したとき。

(2) 故意に係員の指示に従わないとき。

(3) その他搬入させることが適当でないと認めたとき。

(入場の制限)

第8条 市長は、次に掲げる者に対しては、クリーンセンターの入場を禁じ、又は退場を命ずることができる。

(1) クリーンセンターの秩序を乱し、又は乱すおそれのある者

(2) 爆発物又はこれらに類する危険物等を携帯又は所持し、クリーンセンターに搬入しようとする者

(3) クリーンセンターの施設又はその附属設備に損傷を加え、又は加えるおそれのある者

(損害賠償)

第9条 クリーンセンターへ可燃性一般廃棄物を搬入しようとする者が故意又は過失によってクリーンセンターの施設、附属設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処することができる。

(1) 第4条の規定による搬入許可を受けずに、クリーンセンターへ搬入したとき。

(2) 第7条の規定による許可の取消しに違反してクリーンセンターへ搬入したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正の方法により搬入許可を受けてクリーンセンターへ搬入したとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行の日」という。)の前日までに、解散前の新城広域事務組合新城広域クリーンセンターの設置及び管理に関する条例(平成11年新城広域事務組合条例第1号。以下「解散前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお解散前の条例の例による。

新城市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年10月1日
規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、新城市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第133号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理事務所の設置)

第2条 新城市クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)を維持管理するため、管理事務所を設置する。

(搬入期間等)

第3条 クリーンセンターの可燃性一般廃棄物搬入受付時間及び休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

搬入受付時間	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時30分まで
	土曜日	午前9時から午前11時30分まで
休業日	日曜日、国民の祝日及び年末年始	

(搬入許可の申請)

第4条 条例第4条第1項に規定する可燃性一般廃棄物の搬入許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) クリーンセンター可燃性一般廃棄物搬入許可申請書(様式第1)

(2) その他市長が必要と認める書類

(搬入許可書の交付)

第5条 市長は、前条に規定する許可をする場合は、クリーンセンター可燃性一般廃棄物搬入許可書(様式第2)を交付するものとする。

(手数料の納付)

第6条 条例第6条第1項の手数料は、現金で納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、手数料を1月単位で一括して納付書により納付することができる。

2 前項の手数料を徴収した場合は、領収書を交付するものとする。

(手数料の減免)

第7条 条例第6条第3項に規定する手数料の減免を受けようとする者は、クリーンセンター可燃性一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免を認めるときは、クリーンセンター可燃性一般廃棄物処理手数料減免承認書(様式第4)を交付するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の新城広域事務組合新城広域クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年新城広域事務組合規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

新城市清掃センターの設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日

条例第132号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、新城市清掃センター(以下「清掃センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 清掃センターは、新城市から生ずるし尿及び浄化槽汚泥を処理することを目的とする。

(設置)

第3条 清掃センターは、新城市庭野字向河原1番地1に置く。

(職員)

第4条 清掃センターに所長その他必要な職員を置く。

(処理能力)

第5条 し尿及び浄化槽汚泥の処理能力は、1日につき54キロリットルとする。ただし、浄化槽汚泥については、1日当たり最高投入限度を40キロリットルとする。

(搬入許可)

第6条 清掃センターに処理対象物を搬入する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、市長の許可を受けたものでなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定による許可を受けた者(以下「許可業者」という。)

(2) 災害等により特に市長が認めた者

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる

(搬入の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、搬入を許可しないことができる。

(1) 新城市以外から搬入する処理対象物であると認められたとき。

(2) 前条に規定する者以外の搬入に係る処理対象物であるとき。

(3) 処理対象物以外の物を混入させ、又は搬入しようとするおそれがあるとき。

(4) 施設の維持管理上、処理対象物を受け入れることが困難であると市長が認めたとき。

(5) その他市長が施設を利用させることが適当でないとき。

(搬入者の義務)

第8条 第6条第1項の規定による許可を受けた者(以下「搬入者」という。)は、施設への搬入に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに同条第2項の規定により許可に付された条件及び係員の指示に従わなければならない。

(搬入許可の取消し等)

第9条 市長は、搬入者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反し、若しくは災害等緊急やむを得ない理由が生じたときは、搬入許可を取り消し、又は搬入の中止を命ずることができる。ただし、このために損害を生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(手数料)

第10条 市は、搬入者及び市が行うし尿くみ取業務に関し手数料を徴収する。

(手数料の種類、金額及び徴収の時期)

第11条 手数料の種類、金額及び徴収の時期は、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、公共施設については、市長が定める額とすることができる。

(徴収の方法)

第12条 手数料の徴収は、納入通知書によるものとする。

(手数料の還付)

第13条 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第14条 市長は、特別の事情があると認められた者については、手数料を減免することができる。

(損害賠償)

第 15 条 搬入者が故意又は過失によって清掃センターの処理施設、附属設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定による許可を受けずに搬入した者
- (2) この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わない者
- (3) その他不正な方法により搬入の許可を受けて搬入した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、解散前の新城広域事務組合新城清掃センターの設置及び管理に関する条例(平成7年新城広域事務組合条例第31号。以下「解散前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお解散前の条例の例による。

新城市清掃センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第84号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新城市清掃センターの設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第132号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市清掃センターの業務)

第 2 条 新城市清掃センター(以下「清掃センター」という。)で行う業務の範囲は、条例第 2 条に規定するし尿及び浄化槽汚泥(以下「処理対象物」という。)を処理し、当該処理施設その他これに附帯する設備(以下「関係設備」という。)の維持管理に関する業務とする。

(清掃センターの処理施設)

第 3 条 清掃センターに設置する処理施設の種類、型式、能力等は、別表に掲げるとおりとする。

(搬入時間等)

第 4 条 清掃センターの搬入日及び搬入時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(休業日)

第 5 条 清掃センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日、30日及び同月31日

(搬入の許可申請)

第 6 条 清掃センターへ処理対象物を搬入しようとする者は、清掃センター一般廃棄物搬入許可申請書(様式第 1。以下「許可申請書」という。)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請が条例及びこの規則に定める事項に適合する場合は、清掃センター一般廃棄物搬入許可書（様式第2。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（搬入者の遵守事項）

第7条 条例第8条の規定により搬入者の義務として遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条に規定する搬入時間に搬入すること。
- (2) 搬入の際は、許可書を必ず携帯し、係員が提示を求めたときは、これを提示すること。
- (3) 許可書の許可条件を守ること。
- (4) 処理施設及び関係設備の保全並びに清潔確保に努めること。
- (5) 搬入中に処理施設及び関係設備の損傷及び滅失の事故が生じたときは、速やかに係員に連絡の上、その指示を受けること。
- (6) 清掃センター内は、係員の指示に従うこと。
- (7) 処理対象物以外の一般廃棄物を搬入しないこと。
- (8) し尿及び浄化槽汚泥の搬入は、タンク車によって行うこと。
- (9) その他市長の定めた事項を守ること。

（許可の取消し）

第8条 条例第9条の規定により搬入許可を取り消すものは、次に掲げるものとする。

- (1) 許可書を交付した後において、当該許可に係る許可申請書が不正な手段で作成されたことを発見したとき。
- (2) 許可書を交付した後において、条例第7条に規定する搬入の不許可事項に該当することを発見したとき。
- (3) 前条各号に定める搬入者の遵守事項を守らない者
- (4) その他搬入者がその搬入に関して、条例及び規則の定めを守らないとき。

（搬入の中止命令）

第9条 条例第9条の規定により搬入の中止命令をするものは、次に掲げるものとする。

- (1) 搬入者が清掃センターへ処理対象物を搬入しようとし、又は搬入中に前条各号のいずれかに該当することを発見したとき。
- (2) 搬入者が清掃センターへ処理対象物を搬入しようとし、又は搬入中に処理施設及び関係設備等に故障を生じ、市長が処理対象物を受け入れることが困難であると認めたととき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたととき。

（手数料の減免）

第10条 条例第14条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、清掃センターし尿くみ取手数料減免申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免を認めたとときは、清掃センターし尿くみ取手数料減免承認書（様式第4）を交付するものとする。

（損害賠償の免責等）

第11条 条例第15条ただし書の規定により損害賠償の免責をするものは、搬入者が条例及びこの規則を遵守しての搬入中に偶発的に発生した処理施設及び関係設備の損傷又は滅失とする。

2 前項のほか、損害賠償について必要な事項は、市長の定めるところによる。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の新城広域事務組合新城清掃センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年新城広域事務組合規則第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

新城市生活環境委員設置規則

平成17年10月1日

規則第87号

(設置)

第1条 環境行政の円滑な運営及び環境保全に関する市民の自主的な協同活動の促進を図るため、生活環境委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数等)

第2条 委員の定数は、216人以内とする。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第4条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、前条の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(1) 次条に定める任務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 委員としてふさわしくない行為があった場合

(職務)

第5条 委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 資源回収等の推進に関すること。

(2) ごみ減量啓発活動への協力に関すること。

(3) 生活環境衛生知識の普及に関すること。

(4) 消毒業務の実施に関すること。

(5) 廃棄物の不法投棄監視及び通報に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて委嘱した事務の処理に関すること。

(サービスの根本基準)

第6条 委員は、その職務を行うに当たっては、公正を旨とし、住民の不信を受けることのないように努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

新城市狂犬病予防法施行細則

平成17年10月1日

規則第86号

(趣旨)

第1条 この規則は、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)及び狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(犬の登録申請)

第2条 省令第3条の申請書は、犬の登録申請書(様式第1)によるものとする。

(鑑札の再交付申請)

第3条 省令第6条第1項の規定による鑑札の再交付の申請は、登録鑑札再交付申請書(様式第2)によるものとする。

(犬の死亡届出)

第 4 条 省令第 8 条第 1 項の届出書は、犬の死亡届出書 (様式第 3) によるものとする。

(犬の登録事項変更届出)

第 5 条 省令第 9 条の届出書は、犬の登録事項変更届出書 (様式第 4) によるものとする。

(注射済票の再交付申請)

第 6 条 省令第 13 条第 1 項の規定による注射済票の再交付申請は、注射済票再交付申請書 (様式第 5) によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の新城市狂犬病予防法施行細則 (平成 12 年新城市規則第 22 号)、鳳来町狂犬病予防法施行細則 (平成 12 年鳳来町規則第 6 号) 又は作手村狂犬病予防法施行細則 (平成 12 年作手村規則第 12 号) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

新城市狂犬病予防事業実施要綱

平成 17 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 狂犬病予防法 (昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。)、狂犬病予防法施行令 (昭和 28 年政令第 236 号。以下「令」という。) 及び狂犬病予防法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 52 号。以下「規則」という。) に基づく業務の運営を円滑に実施するため、この要綱を定めるものとする。

(登録)

第 2 条 犬の登録に当たっては、原則として犬の所有者 (管理者を含む。以下「所有者」という。) を集合させて登録を実施する。

2 市長は、所有者から登録の申請があった場合は、未登録であることを確認の上、手数料を徴収するとともに、必要事項を記入の上、法第 4 条第 2 項に規定する登録原簿 (以下「原簿」という。) (様式第 1) に登録する。

3 前項の原簿は、コンピューターシステムにより管理する。

(犬の鑑札の交付)

第 3 条 前条の規定により登録した場合は、所有者に犬の鑑札 (以下「鑑札」という。) を交付する。

(鑑札の再交付)

第 4 条 市長は、所有者から登録鑑札再交付申請書の提出があった場合は、これを審査した後手数料を徴収し、必要事項を記入の上、鑑札を再交付するとともに、これを原簿に記録する。

(犬の所在地等変更届)

第 5 条 市長は、犬の所在地等変更の届出書を受理した場合は、届出事項を確認の上、原簿に変更事項を記録する。

2 市外からの犬の所在地変更の場合は、届出書に基づき新たに原簿に登録するとともに、犬の旧所在地の市町村長に通知し、所有者に犬の旧所在地の市町村長が交付した鑑札 (以下「旧鑑札」という。) と引換えに鑑札を交付する。

なお、旧所在地への通知は、犬の所在地変更通知書 (様式第 2) による。

3 市長は、犬の旧所在地の市町村長から原簿が送付された場合は、送付された原簿に基づき、新たに登録した原簿の内容を確認する。

なお、送付された原簿は、引き換えた旧鑑札とともに 1 年間保管する。

(犬の死亡届)

第 6 条 市長は、犬の死亡届出書を受理した場合は、当該犬の原簿に死亡犬の処理をして登録を削除するとともに、原簿を 1 年間保管する。

(犬の所在不明届及び犬の海外渡航届)

第7条 既登録犬が所在不明となった場合の届出は、犬の所在不明届出書(様式第3)によることとし、長期海外渡航する場合の届出は、犬の海外渡航届出書(様式第4)による。

2 市長は、前項の届出を受理した場合は、当該原簿に所在不明犬又は海外渡航犬の処理をし、所在が判明した場合又は帰国した場合は、当該処理を解除する。

3 市長は、所有者が所在不明犬又は海外渡航犬の登録を削除することを希望する場合は、登録抹消願(様式第5)により処理することとし、当該犬の原簿を1年間保管する。

(狂犬病予防注射の実施)

第8条 市長は、原則として開業獣医師に狂犬病予防注射(以下「注射」という。)を実施させることとする。

2 市長は、必要と認めるときは、開業獣医師等と協議し、所有者を集合させて注射を実施する。

(注射実施及び登録確認の通知)

第9条 市長は、犬の登録及び予防注射事務を円滑に実施するために、狂犬病予防注射実施・登録確認通知書(以下「通知書」という。)により既登録犬の所有者に通知する。

(注射済票の交付)

第10条 市長は、集合注射の場合は、所有者から注射済票及び通知書(未登録犬の場合は登録申請書。以下同じ。)の提示を受け、通知書に注射済票番号を記入した上、これを回収するとともに、手数料を徴収し、所有者に注射済票を交付する。

ただし、既登録犬の所有者で通知書を持参しなかった場合は、狂犬病予防注射済票交付整理表(様式第6)に必要事項を記入の上、手数料を徴収し、所有者に注射済票を交付する。

2 市長は、集合注射以外の場合は、所有者から注射済証及び通知書の提示を受けて、前項の事務手続を行う。

3 前項において、注射実施者が「狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務等委託契約」に基づく届出獣医師の場合は、同契約に基づく「狂犬病予防注射済票交付事務取扱要領」により事務手続を行う。

4 市長は、前3号の事務手続を行った場合は、原簿に注射済票番号等の必要事項を記入する。

(注射済票の再交付)

第11条 市長は、所有者から注射済票再交付申請書の提出があった場合は、これを審査し、手数料を徴収し、必要事項を記入の上、注射済票を再交付するとともに、これを原簿に記録する。

(手数料の免除)

第12条 市長は、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号。以下「補助犬法」という。)第2条に定める身体障害者補助犬(以下「補助犬」という。)によって社会生活を営む身体障害者に対し、新城市手数料条例(平成17年新城市条例第92号)第3条に定める犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料を免除する。

2 前項の免除を受けようとする者からの申請は、犬の登録手数料等免除申請書(様式第7)による。

(使用者の確認)

第13条 市長は、前条の申請があった場合は、盲導犬にあつては、国家公安委員会が指定した盲導犬育成施設で発行した盲導犬使用者証、介助犬、聴導犬にあつては、補助犬法第15条に定める指定法人で発行した身体障害者補助犬認定証及び身体障害者手帳により確認する。

2 前項の確認が終了した者については、犬の登録申請書を提出させ、申請書に手数料免除の奥書を行う。

(申請書の作成)

第14条 市長は、補助犬に係る申請書等について、申請人の同意を得て市職員に代筆させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の狂犬病予防事業実施要綱(新城市制定)又は狂犬病予防事業実施要綱(平成16年鳳来町告示第57号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

新城市環境マネジメントシステム規程

平成12年11月1日

訓令第4号

改正 平成13年6月25日訓令第7号

平成14年7月8日訓令第4号

平成15年12月12日訓令第8号

(目的)

第1条 この規程は、新城市環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)に関して基本的な事項を定め、もって新城市の組織が行う事務及び事業(以下「業務」という。)における環境保全と環境改善に関する行動を適切に実行することを目的とする。

(システムの運用管理の根拠)

第2条 システムは、ISO14001(日本工業規格Q14001)の規格の要求事項に基づいて運用管理する。

(システムの適用範囲)

第3条 システムは、次に掲げる施設及び組織に所属する職員等の業務と業務に伴う環境保全と環境改善の活動に適用する。

(1) 適用施設は次のとおりとする。

- イ 新城市役所本庁舎
- ロ 新城市役所東庁舎
- ハ 新城市役所第2庁舎
- ニ 新城市役所仮設庁舎
- ホ 新城市民体育館
- ヘ 新城市勤労青少年ホーム
- ト 新城市役所環境課分室
- チ 新城市役所土木課分室
- リ 新城市地域文化広場
- ヌ 新城市保健センター

(2) 適用組織は次のとおりとする。

- イ 新城市事務分掌条例(平成4年新城市条例第1号)第2条に規定する部
- ロ 新城市収入役の補助組織設置規則(昭和58年新城市規則第4号)第2条に規定する課
- ハ 新城市議会事務局
- ニ 新城市教育委員会事務局
- ホ 新城市選挙管理委員会
- ヘ 新城市公平委員会
- ト 新城市監査委員事務局
- チ 新城市固定資産評価審査委員会
- リ 農業委員会事務局
- ヌ 新城市水道事業事務分掌規程(平成4年水道事業規程第1号)第2条に規定する課
- ル その他前1号に規定する施設に事務所を置く団体及び常駐する委託業者については、新城市環境マネジメントマニュアル(以下「マニュアル」という。)で定める。

(実行部門の編成)

第4条 システムを実行する組織(以下「実行部門」という。)を次のように編成する。

- (1) 実行部門は、前条第2号イに規定する部、二の新城市議会事務局及びホの新城市教育委員会事務局とする。
- (2) 前条第2号に規定するホ、ヘ及びチは総務部に、リは経済環境部に、又は建設部に、ロ及びトは議会事務局に所属するものとする。

(システムにおける市長の職務)

第5条 システム運用管理における最高責任者は市長とし、その主な職務は次のとおりとする。

- (1) 環境方針を定めること。
- (2) システムを見直すこと。

(環境管理責任者等の設置)

第6条 システムを運用管理するため、環境管理責任者を置く。

- 2 システムを円滑に運用するため次の者を置く。
 - (1) 環境ISO推進責任者
 - (2) 環境ISO推進員
 - (3) 環境ISO専門スタッフ
- 3 前2項に掲げる者は、最高責任者が任命する。
(重要事項の審議)
- 第7条 環境管理責任者は、システムの運用管理に関して必要があると認めるときは、新城市庁内会議規程(平成12年新城市訓令第3号)第2条に規定する政策会議に付議するものとする。
(会議の設置)
- 第8条 システムの構築及び見直し又は各実行部門間の連絡調整を図るため、次の会議を置く。
 - (1) 環境ISO推進員会議
 - (2) 環境ISO専門スタッフ会議
 - 2 環境ISO推進員会議については環境ISO推進員長が、環境ISO専門スタッフ会議については環境ISO専門スタッフ長が、議事進行に当る。
 - 3 環境ISO推進員長は環境ISO推進員のうちから、環境ISO専門スタッフ長は環境ISO専門スタッフのうちから、最高責任者が選任する。
(内部環境監査員の設置等)
- 第9条 システムの運用状況を監査するため、内部環境監査員(以下「監査員」という。)を置く。
 - 2 監査員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) システム監査の実施に関すること。
 - (2) その他システム監査の実施に関し必要と認められること。
 - 3 監査員は、最高責任者が任命する。
 - 4 監査の事務を統括するため、監査員のうちから主任内部環境監査員(以下「主任監査委員」という。)を最高責任者が選任し、そのうち1名を監査責任者として指名する。
(監査責任者の責任と権限)
- 第10条 監査責任者は、監査員及びその職務を統括する。
(環境ISO事務局の設置)
- 第11条 システムに関する事務処理を行うため、環境ISO事務局を経済環境部環境課に置く。
(委任)
- 第12条 この規程によるシステムの運用管理に関し必要な事項は、最高責任者がマニュアルに定める。

附 則

この訓令は、平成12年11月1日から施行する。

附 則(平成13年訓令第7号)

この訓令は、平成13年6月25日から施行する。

附 則(平成14年訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成14年6月24日から適用する。

附 則(平成15年訓令第8号)

この訓令は、平成15年12月12日から施行する。

新城市河川等水質汚濁緊急対策要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、新城市内の河川等における水質汚濁事故発生に伴う緊急対策を効果的に進めるため、関係各課相互の連絡調整を図ることを目的とする。

(組 織)

第2条 前条の目的達成のため、新城市水質汚濁対策連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

2 連絡会は、本庁、鳳来総合支所及び作手総合支所ごとに設置する。

3 本庁は、行政課、土木課、水道課、下水道課、農業振興課、消防本部総務課並びに消防署及

び環境課の職員とする。

4 鳳来総合支所は、総務課、経済課、建設課、水道事業課、消防署鳳来分署及び生活環境課の職員とする。

5 作手総合支所は、総務課、経済課、建設課、水道事業課、消防署作手出張所及び生活環境課の職員とする。

(定義)

第3条 「緊急事態」とは、事故等による汚水の流入等により河川等の水質が汚濁もしくは汚濁するおそれがあり人の健康及び生活環境の保全並びに自然生態系に重大な支障があると予想される場合をいう。

(業務)

第4条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 緊急事態の情報連絡を円滑にするための調整
- (2) 水質汚濁緊急対策の推進に必要な業務
- (3) 連絡会構成員相互の密接な連絡を図ること
- (4) 水質に関する知識の普及に関すること
- (5) 水質汚濁が懸念される工場とその排水系統の把握
- (6) その他目的を達成するために必要な業務

(緊急事態の連絡調整)

第5条 緊急事態の通報を受けた者または発見した者は、直ちにその状況を消防本部総務課、環境課及び生活環境課に連絡する。

2 環境課、生活環境課は、前項の通報連絡を受けたときは、速やかに関係各課に連絡するとともに連絡会議を本庁、総合支所ごとで設置し、初動体制を整えて活動する。また、緊急事態が解消したときも同様とする。

3 その他、施設管理者が必要と認めるときは、緊急事態対応体制を整える。

(事故等の処理)

第6条 緊急事態が発生したときは、関係各課は事故の状況を把握するとともに、事故の拡大を防ぐための適切な措置をとるものとする。

2 事故等で新城市保管の資材等使用の場合は、原因者負担とする。ただし市長が負担免除した場合はこの限りでない。

(事故等の原因の把握)

第7条 関係各課は前条第1項の措置をとるほか、関係各課で相互に協力して緊急事態発生の原因を速やかに把握するものとする。

(情報の収集等)

第8条 環境課は情報の収集に努め、必要に応じて豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会に報告しなければならない。

2 関係各課は、連絡会の情報収集に協力しなければならない。

(情報の記載事項)

第9条 情報収集した環境課、生活環境課は、川水質事故情報(様式 1)を作成するものとする。

(通報及び連絡系統)

第10条 通報及び連絡は、新城市河川等水質汚濁緊急時連絡網(別表1)によるものとする。

2 勤務時間外等緊急を要する場合で、通常の連絡方法で難しいときは、各関係課で臨機の措置をとるものとする。

(庶務)

第11条 連絡会の事務局は環境課とする。

附 則

この要綱は、平成17年11月24日から施行する。

新城市生ごみ処理器等設置費補助金交付要領

平成17年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、ごみ減量化対策の一環として、家庭で生ずる生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理器等の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生ごみ処理器 非電気式で上部にふたがあり、底部がなく、生ごみの水分が地中に浸透し、かつ、悪臭、害虫等の発生を防ぐ構造及び材質のものをいう。

(2) 電気生ごみ処理機 電気式で熱風、木くず等により生ごみを減量し、消滅し、又は堆肥化させるものをいう。

(3) 生ごみ処理器等 生ごみ処理器及び電気生ごみ処理機を総称したものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる生ごみ処理器等は、設置者が市内に居住し、市内の業者から購入するもので、生ごみ処理器にあっては、容量が100リットル以上のものとする。

2 電気生ごみ処理機にあっては、1世帯1台、生ごみ処理器にあっては、1世帯2基までとする。

3 この補助金を受け、設置した生ごみ処理器等を買い替えようとするときは、電気生ごみ処理機にあっては7年以上、生ごみ処理器にあっては5年以上の経過により使用不能と認められる場合に限り、補助の対象とする。

(補助金の額)

第4条 次の各号に掲げる生ごみ処理器等の補助金の額は、当該各号に定めるところによる。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(1) 生ごみ処理器にあっては、購入金額の2分の1以内とし、1基につき2,000円を限度とする。

(2) 電気生ごみ処理機にあっては、購入金額の4分の1以内とし、1台につき15,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請内容を審査の上、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するとともに、補助金交付請求書(様式第3)による申請者の請求に基づいて補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要に応じ、市民の使用状況について確認検査をすることができる。

(補助金交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けたとき、又は市長が不適当と認められた事態が生じたときは、補助金の交付を取り消し、若しくは既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の新城市生ごみ処理器等設置費補助金交付要綱(新城市制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

新城市資源回収団体報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主的に資源回収活動を実施する団体に対し、市が予算の範囲内において報奨金を交付することにより、ごみの減量並びに限りある資源の保護に努め、再資源化に対する市民意識の高揚を図ることを目的とする。

(団体の登録)

第2条 集団回収を実施し、報奨金の交付を受けようとする団体(以下「登録団体」という。)は、あらかじめ市に対し新城市資源回収団体登録申請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 登録することができる団体は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

(1) 新城市に在住する10名以上の者で組織し、市内に活動の拠点を持つ団体であること。

(2) 年3回以上集団回収活動を実施する団体であること。

ただし、上期・下期にそれぞれ1回以上集団回収活動を実施すること。

(3) 地域社会に貢献する営利を目的としない団体であること。

(4) その他市長が認める団体

3 前項により登録した団体が次の各号のいずれかに該当する場合においては速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(1) 集団回収活動を中止したとき。

(2) 登録申請書に記載した事項に変更が生じたとき。

4 団体の登録は年度ごとに行うものとする。ただし、第2項に定める要件を満たしていれば年度途中においても登録を受け付けるものとする。

(対象品目)

第3条 資源回収の対象となる廃棄物は次の各号に掲げるものとする。

(1) 新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック等の紙類

(2) アルミ缶、スチール缶、鉄くず等の金属類

(3) 一升びん、ビールびん等のびん類

(4) ペットボトル

(5) 古着、毛布、セーター等の布類

2 登録団体が回収したものは、新城市内に事業所を有する資源回収業者に収集を市が委託するものとする。

(実績報告)

第4条 登録団体は、集団回収活動の実績を資源回収団体報奨金実績報告書(様式第2号)に資源回収業者の発行した計量記載の伝票を添えて以下の期日までに報告するものとする。

・上期(4月から9月) 9月30日

・下期(10月から翌年3月) 3月20日

(交付額)

第5条 報奨金の基準及び交付額は次の各号に定めるものとする。

(1) 事業協力費 1団体につき年額10,000円

ただし、上期及び下期に分けそれぞれ5,000円とする。

(2) 従量額

紙類・金属類・ペットボトル・布類 1kgにつき 2円

びん類 1本につき 2円

ただし、総金額の100円未満は切り捨てることとする。

(交付)

第6条 市長は、実績報告書を受領したときは、これを審査し、適当と認めるときは報奨金を交付する。

2 報奨金交付に伴い登録団体の不正な行為が認められたときは、市長は団体の登録を取り消すとともに交付した報奨金の返還を求めることができる。

(報告等)

第7条 市長は登録団体に対し、必要に応じ指示をし、報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

鳳来町資源回収団体報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主的に資源回収集団活動を実施する団体に対し、町が予算の範囲内において報奨金を交付することにより、ごみの減量並びに限りある資源の保護に努め、再資源化に対する住民の意識の高揚を図ることを目的とする。

(団体の登録)

第2条 集団回収を実施し、報奨金の交付を受けようとする団体(以下「登録団体」という。)は、あらかじめ町に対し資源回収団体登録申請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 登録することができる団体は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 鳳来町に在住する10名以上の者で組織し、町内に活動の拠点を持つ団体であること。
- (2) 年2回以上集団回収活動を実施する団体であること。
- (3) 地域社会に貢献する営利を目的としない団体であること。
- (4) その他町長が認める団体

3 前項により登録した団体が次の各号のいずれかに該当する場合には速やかにその旨を町長に届け出るものとする。

- (1) 集団回収活動を中止したとき。
- (2) 登録申請書に記載した事項に変更が生じたとき。

4 団体の登録は年度ごとに行うものとする。ただし、第2項に定める要件を満たしていれば年度途中においても登録を受け付けるものとする。

(報奨金対象品目)

第3条 報奨金の対象となる再生利用可能な廃棄物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新聞紙、雑誌、ダンボール、本、牛乳パック等の紙類
- (2) アルミ缶、スチール缶、スプレー缶等の缶類
- (3) フライパン、鍋釜、小農具、傘等の小物金属類
- (4) 古着、ボロ布等の布類
- (5) 一升びん、ビールびん

2 登録団体は、前項各号に定める報奨金対象品目を町が指定する資源回収業者に売却するものとする。

(実績報告)

第4条 登録団体は、集団回収活動の実績を資源回収団体報奨金実績報告書(様式第2号)に資源回収業者の発行した計量並びに買い上げ金額記載の伝票を添えて次の期日までに報告するものとする。

上期(4月から9月) 9月30日

下期(10月から翌年1月) 1月31日

(交付額)

第5条 報奨金の基準及び交付額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業協力費 1団体につき10,000円
ただし、上期及び下期に分け、それぞれ5,000円とし、実績報告期日において活動が認められない団体に対しては支払わないものとする。
- (2) 回収量割額 紙・缶・小物金属・布類 1kgにつき4円
一升びん、ビールびん 1本につき4円

(交付)

第6条 町長は、実績報告書を受領したときは、これを審査し、適当と認めるときは報奨金を交付する。

2 報奨金交付に伴い登録団体の不正な行為が認められたときは、町長は団体の登録を取り消すとともに交付した報奨金の返還を求めることができる。

(報告等)

第7条 町長は登録団体に対し、必要に応じ指示をし、報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

作手村資源回収団体育成奨励金交付要綱

平成7年3月27日

規程第5号

改正 平成10年6月25日規程第7号

(目的)

第1条 この要綱は、地域の生活系の廃棄物から資源回収(以下「資源回収」という。)を強力に推進することにより、ごみの減量と資源化を図り、清潔な生活環境の実現向上に資することを目的とする。

(団体の登録)

第2条 資源を回収する団体は、予め村に資源回収団体登録申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(支援対象品目)

第3条 奨励金の対象となる資源再生利用品目は、次の各号に定めるものとする。

(1) 古紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等)

(2) 布類

(3) アルミ缶類

(4) びん類

(基準及び交付額)

第4条 奨励金の基準及び交付額は、次の各号に定めるものとする。

(1) 古紙類 1kgに対し 3円

(2) 布類 1kgに対し 3円

(3) アルミ缶類 1kgに対し 3円

(4) びん類 一升びん1本3円 ビールびん1本1円 雑びん1kg3円

(引取り費用の補填)

第5条 前条交付額のほか、市場価格の動向により引取り費用が必要となった資源再生利用品目については、その引取り費用について補・するものとし、前条交付額に上乗せして交付するものとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体は、育成奨励金交付申請書(様式第2号)を村長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 村長は、奨励金の交付申請をうけたときは、内容を審査のうえ奨励金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規程第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年6月1日から適用する。

新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより環境保全に対する意識の高揚を図るため、太陽光発電システム(以下「システム」という。)を設置する者に対し、新城市補助金等交付規則(昭和40年規則第12号)に定めるもののほか、予算の範囲内で交付する新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) システム 財団法人新エネルギー財団(以下「財団」という。)が制定した住宅用太陽光発電導入促進事業補助金交付規程(9エネ財促第10号。以下「財団規程」という。)

第4条各号の要件に適合するシステムをいう。

(2) 予約者 財団規程第7条第3項に規定する予約者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置した予約者で、かつ市税を完納している者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、財団規程第3条に規定する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、10万円にシステムを構成する太陽電池の最大出力値(キロワット表示とし、小数点第2位未満を四捨五入する。)を乗じて得た額とする。ただし、当該補助金の額は40万円を上限とし、かつ、財団が当該システムに対し交付する補助金の額と合計した額が、当該補助対象経費の2分の1を超えない額とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、システムに係る設置工事の着工前に、新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 財団規程第7条第3項の規定による予約受付通知書の写し
- (2) システムの設置事業費が分かる書類(工事請負契約書、見積書等)の写し
- (3) システムを設置しようとする住宅の位置図
- (4) 工事着工前の現況写真
- (5) 納税証明書 ただし、市税が賦課されていない者は市県民税非課税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付申請の受付を先着順に行う。

3 市長は、受け付けた交付申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、申込を受理しないことができる。

4 市長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付申請をした者に通知するものとする。

(計画変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請した補助事業等の内容について計画変更(廃止及び中止を含む)をする場合は、直ちに新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業計画変更等申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更等申請書を受理したときは変更内容を審査し、変更を認める場合は新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業計画変更等決定通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、財団から交付額確定通知書の交付を受けた日から起算して30日以内に、新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 財団規程第17条第1項に規定する財団への補助金交付申請書(兼設置完了報告書)及びその添付書類の写し
- (2) 財団規程第17条第2項の規定により財団から交付される補助金交付決定通知書の写し
- (3) 財団規程第18条の規定により財団から交付される交付額確定通知書の写し
- (4) システムの設置状況が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第9条 市長は、前条の住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金請求書(様式第7号)による請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金の交付をするものとする。

(処分の承認)

第11条 補助事業者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業により取得した財産の処分に関する承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 財団規程の条件に違反したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 前条の規定に違反しシステムを処分したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還請求書(様式第9号)に返還の理由を記載し、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金

を返還しなければならない。

3 前項の期間内に返還しないときは、当該請求金額に新城市税外収入にかかる延滞金条例（昭和40年新城市条例第30号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して返還しなければならない。

（協力）

第14条 市長は、新城市の補助を受けてシステムを設置した者に対し、必要に応じて財団規程第20条に定めるデータの提供を求めることができる。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成17年10月1日から施行する。